ACSES ニュースレター_２４０５号（2022 年 11 月４日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（25 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇小学校理科実験で２年連続「誤った手順」、炎が上がり児童やけど〈新聞報道〉／メタノール加熱中、一斗缶でつぎ足したら…こぼれて炎上・児童４人やけど〈新聞報道〉
◇事故、事件の続報
・蒸しパン食べてアルコール検知　「業界で常識」、市バス運転手を処分〈新聞報道〉
・新秋木工業の火災が鎮火　１０月２７日の発生から６日ぶり〈新聞報道〉
・韓国転倒事故 東京成徳大「学生が死亡」と追悼コメント〈放送報道〉／学生のソウル・梨泰院での事故遭遇について〈東京成徳大学〉
◇事故・事件対策、措置、訴訟等
・同志社大学　2016 年の学生飲酒死亡事故裁判で和解「飲酒による死亡事故防止のために必要な措置をとる」〈新聞報道〉
□大災害、原発事故対策
[原子力施設全般]
・原発、60年超の運転可能に　開始30年後は10年ごと認可〈Web報道〉
[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症
[状況]
◇省庁発表
◇マスコミ報道
[対策・予防]
◇省庁発表
[3] 環境関連法改正情報
◇環境関連法改正情報（2022 年９月分）を更新しました〈産業環境管理協会〉
[4] がん原性試験結果
◇[職場のあんぜんサイト]「がん原性試験結果の概要」を更新しました。〈厚生労働省〉
◇[職場のあんぜんサイト]「がん原性試験結果の詳細」を更新しました。〈厚生労働省〉
[5] 医薬品
◇動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令（農林水産省令第 63 号）〈官報〉
◇厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品の一部を改正する件（厚生労働省告示第 329 号）〈官報〉
◇食薬区分における成分本質（原材料）の取扱いの例示の一部改正について（令和４年 10 月 24 日薬生監麻発 1024 第２号）〈厚生労働省〉
[6] 医薬部外品
◇医薬部外品・化粧品の光安全性試験評価体系に関するガイダンスについて（令和４年 10 月 27 日薬生薬審発 1027 第１号）〈厚生労働省〉
[7] 農薬
◇農薬「アメトクトラジン」に係る食品健康影響評価を公表しました〈内閣府食品安全委員会〉
◇農薬「ビフェントリン」に係る食品健康影響評価を公表しました〈内閣府食品安全委員会〉
◇農薬「メフェントリフルコナゾール」に係る食品健康影響評価を公表しました〈内閣府食品安全委員会〉
◇農薬登録情報ダウンロードを更新しました。〈農林水産消費安全技術センター〉
[8] 食品安全衛生関係
◇食品安全関係情報を更新しました〈内閣府食品安全委員会〉
◇食品安全情報（化学物質）No. 22（2022）を掲載しました。〈国立医薬品食品衛生研究所〉

白蝶草（ハクチョウソウ、ガウラ）

◇食品衛生法施行規則の一部を改正する省令、食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件及び食品衛生法第13条第３項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質の一部を改正する件について（令和４年10月26日生食発1026第１号）〈厚生労働省〉

［9］環境安全関係

◇岡山県井原市におけるヒアリの確認について〈環境省〉／国内最多、ヒアリ１万匹以上　岡山で確認―環境省〈Web報道〉

［10］調査、公募、意見募集等

［公募、意見募集等］　４件　　［公募結果、意見募集結果］　３件

［11］関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等

［開催案内］　９件　　［開催記録、報告、資料等］　１件

［12］海外の化学物質管理情報

○国際：１件　　○欧州：29件　　○米国：17件　　○カナダ：１件　　○オーストラリア：３件

○インドネシア：１件　　○ニュージーランド：１件　　○韓国：１件

［13］その他

◇インフルエンザ、感染症関係：１件　　◇その他：２件

［付録］

◇不用品回収サービスのトラブル―市区町村から一般廃棄物処理業の許可を受けず、違法に回収を行う事業者に注意！―〈国民生活センター〉

****

［1］***化学物質関係事故、事件関係***

◇小学校理科実験で２年連続「誤った手順」、炎が上がり児童やけど

＜読売新聞　2022年11月2日＞　https://www.yomiuri.co.jp/national/20221102-OYT1T50027/

群馬県沼田市立沼田小で６月３０日、男性教員が誤った手順で理科の実験を行って炎が上がり、６年生の４人がやけどを負った事故で、同市教育委員会は１日、この教員が昨年も誤った手順で実験を行っていたと明らかにした。

事故は葉の色素を抜く実験で起きた。葉を溶かす溶媒として、通常は植物性のエタノールが使われるが、教員は毒性の強い工業用メタノールを使用した。さらに、揮発性の高い溶媒はビーカーに入れてお湯の中で温める手順になっているが、教員は教卓上のコンロでビーカーを直接加熱。一斗缶（１８リットル）でメタノールをつぎ足した際にこぼれて炎上した。

市教委によると、教員は昨年も同小での実験で、メタノールを直接加熱していた。市教委は、市内２０の小中学校が保管するメタノールの回収を進めていることも明らかにした。

・メタノール加熱中、一斗缶でつぎ足したら…こぼれて炎上・児童４人やけど

＜読売新聞　2022年7月3日＞　https://www.yomiuri.co.jp/national/20220702-OYT1T50270/?ref=yahoo

群馬県沼田市立沼田小で理科の実験中に児童４人がやけどの重軽傷を負った事故で、男性教員（６１）が「メタノールをビーカーで加熱中、一斗缶（１８リットル）でメタノールをつぎ足した際にこぼれて炎上した」と説明していることが市教育委員会などへの取材でわかった。群馬県警は業務上過失致傷容疑を視野に、実験手順や事故原因を詳しく調べる。

市教委などによると、事故は６月３０日、ジャガイモの葉の色素を抜く６年生の実験中に発生。教員の説明で

は、生徒に配るメタノールをビーカーに入れて、教卓のカセットコンロでじかに加熱していた。液量が足りないため、火をつけたまま一斗缶を持ち上げてビーカー（１リットル、口径約１０センチ）に注いだところ、引火して５メートルほど先の児童４人に飛び散ったという。

通常の実験ではメタノールではなくエタノールを使い、湯煎する。教科書には「絶対に、エタノールの入った入れ物を、直接熱したり、エタノールのそばで火を使ったりしない」と書かれている。県警はエタノールより沸点の低い工業用のメタノールを使用した経緯も調べる。

同校が１日に開いた保護者向け説明会で、教員は「教員なら火にかけても大丈夫だと思った。実験を早く進めたかった」と謝罪した。

◇事故、事件の続報

・蒸しパン食べてアルコール検知　「業界で常識」、市バス運転手を処分

＜朝日新聞　2022 年 11 月 2 日＞

https://www.asahi.com/articles/ASQC23SPMQC2OXIE00C.html?iref=comtop_7_05

乗車前に呼気から基準値以上のアルコールが検知されたとして、大阪府高槻市は、市営バスに勤務する男性運転手（49）を戒告の懲戒処分とした。10 月 31 日付。運転手は「蒸しパンを食べて出勤した」と説明しているが、パンに含まれるアルコール成分が反応した可能性が高いという。

市交通部によると、運転手は 10 月 23 日午前 9 時過ぎ、営業所に車で出勤。乗車前のアルコール検査で、呼気から、市の内規で定める基準値（1 リットルあたり 0・07 ミリグラム）を超える 0・11 ミリグラムのアルコールが検知された。

さらに 15 分かけて 2 回検査し、それぞれ 0・11 ミリグラム、0・081 ミリグラムが検知された。道路交通法が定める酒気帯び運転の基準値（1 リットルあたり 0・15 ミリグラム）は超えていなかったが、運転手の乗務は認められず、別の運転手が代行した。バスの運行に支障はなかった。

運転手は出勤する 10～15 分前、車で営業所近くのコンビニに寄って蒸しパンを購入して車内で食べた、と説明しているという。

市交通部によると、この蒸しパンに含まれる「酒精」という食用に使われるアルコールが、検知器に反応した可能性が高いという。市交通部ではパンのほか、栄養ドリンク、うがい薬、キムチなどの発酵食品も、検知器で反応する可能性があるとして、乗務直前に食べないよう、営業所内で貼り紙をするなどして注意喚起していたという。

運転手は勤務歴約 20 年のベテランで、このことも知っていた。「この日は起床が遅れて急いでいて、朝食がまだだったと思い、直前にパンを食べてしまった。業務に支障をきたして申し訳ない」と話したという。

担当者は「乗務直前にパンを食べたらいけないというのは、バス業界では常識。お客様に安心して乗っていただくことが大事で、アルコールが検知されたことは重たい。改めて周知徹底して、再発防止に努めたい」と話している。

・新秋木工業の火災が鎮火　１０月２７日の発生から６日ぶり

＜秋田魁新報　2022 年 11 月 2 日＞　https://www.sakigake.jp/news/article/20221102AK0022/

秋田中央署は２日、秋田市向浜１丁目の新秋木工業の合板工場で続いていた火災が、同日午後４時に鎮火したと発表した。１０月２７日の発生から６日ぶり。

・韓国転倒事故 東京成徳大「学生が死亡」と追悼コメント

＜NHK　2022 年 11 月 1 日＞　https://www3.nhk.or.jp/lnews/saitama/20221101/1100015475.html

ソウルの繁華街で発生した事故を受けて、東京・北区の東京成徳大学は、ウェブサイトでこの大学に通う学生が亡くなったことを明らかにしたうえで、「希望に満ちた未来ある命が失われたことに大きな衝撃を受け、深い悲しみを覚えます。亡くなられた学生のご冥福を心よりお祈りするとともに、ご遺族の皆様には心よりお悔やみ申し上げます」とするコメントを出しました。

大学は、学生の名前を明らかにしていません。

学生のソウル・梨泰院での事故遭遇について
＜東京成徳大学　2022 年 11 月 1 日＞　https://www.tsu.ac.jp/college-news/20221101/

2022 年 11 月 1 日

この度のソウル・梨泰院での事故で亡くなられた方々に哀悼の意を表します。
この痛ましい事故により、誠に残念ながら本学の学生が亡くなられました。希望に満ちた未来ある命が失われたことに大きな衝撃を受け、深い悲しみを覚えます。
亡くなられた学生のご冥福を心よりお祈りするとともに、ご遺族の皆様には心よりお悔やみ申し上げます。

学長　吉田　富二雄

◇*事故・事件対策、措置、訴訟等*

・同志社大学　2016 年の学生飲酒死亡事故裁判で和解「飲酒による死亡事故防止のために必要な措置をとる」
＜スポニチ　2022 年 11 月 1 日＞
https://www.sponichi.co.jp/society/news/2022/11/01/kiji/20221101s00042000302000c.html

2016 年 2 月 26 日に、同校公認サークルに所属していた、当時理工学部 1 年次であった山口怜伊さん（19 歳）が、合宿先の兵庫県豊岡市において飲酒が原因となる事故で亡くなった。同校はこの件に関し「この度、京都地方裁判所において和解が成立しました」と発表。「本学は、山口怜伊さんが同合宿の数日前に、同サークルの同級生に対して LINE で“来年から飲み会なくそう”“おれは絶対にそうやっていけん出す”“合宿時な”とのメッセージを出していたものの、同合宿の飲み会において、常態化していたとされる過量の飲酒によって死亡するに至ったことについて、弔意を示すとともに、本件同様の事故が二度と発生しないように最大限努力すること、及び、学生に対して飲酒の危険性について啓発及び指導を徹底し、飲酒による死亡事故・健康被害の防止のために必要な措置をとることを約束しました」と和解条項の内容を報告した。なお、金銭の支払についての定めはないとしている。

同校は「未来ある 1 人の学生がその生涯を閉じられたことは残念でなりません。あらためて、亡くなられた山口怜伊さんの安らかな眠りを願うとともに、ご家族の皆様に心より弔意を表します」とし「本学では、本件を踏まえ、二度とこのような事故が発生しないよう、これまで以上に飲酒の危険性について啓発及び指導を行っていく所存です」と結んだ。

・同志社大生一気飲み死亡、遺族と和解　大学側の責任は認めず
＜毎日新聞　2022 年 10 月 24 日＞　https://mainichi.jp/articles/20221024/k00/00m/040/168000c
ACSES-NL_2401_20221026　掲載

□*大災害、原発事故対策*

[原子力施設全般]

・原発、60 年超の運転可能に　開始30 年後は10 年ごと認可
＜共同通信　2022 年 11 月 2 日＞　https://nordot.app/960409659708850176

原子力規制委員会は 2 日、原発の運転期間を「原則 40 年、最長 60 年」とする現行制度を撤廃する政府方針を踏まえ、長期運転の安全を確保する規制見直し案を示した。運転開始 30 年後からは、10 年を超えない期間ごとに設備の劣化評価を義務付け、規制委が運転を認可する。60 年を超える場合も同様で、安全が確認できれば米国のような 80 年運転も可能な制度になる。

運転期間は、東京電力福島第 1 原発事故後に原子炉等規制法の改正で導入された。原則 40 年と定められ、規制委が認めれば 1 回に限り最長 20 年延長できる。政府は、この規定を削除して 60 年超の運転も可能にする法改正を目指している。

****

[2] *[特集] 新型コロナウイルス感染症*

[状況]

◇省庁発表

・新型コロナウイルス感染症の患者の発生について（検疫）
＜厚生労働省　2022 年 11 月 3 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_28951.html
・新型コロナウイルス感染症の現在の状況について（令和４年 11 月３日版）
＜厚生労働省　2022 年 11 月 3 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_28950.html
---

◇マスコミ報道

・オミクロン派生型 XBB、兵庫で初確認　神戸市の男女 2 人が感染
＜毎日新聞　2022 年 11 月 2 日＞　https://mainichi.jp/articles/20221102/k00/00m/040/192000c
・オミクロン株派生型の 2 株を京都初確認　免疫効きにくい可能性
＜京都新聞　2022 年 11 月 2 日＞　https://www.kyoto-np.co.jp/articles/-/911340
・神奈川で初、オミクロン株派生型「ＢＱ・１・１系統」確認
＜神奈川新聞　2022 年 11 月 2 日＞　https://www.kanaloco.jp/news/social/article-947381.html
･新型コロナウイルス　鹿児島県内で初確認の新系統「XBB」 オミクロン株二つの派生型に同時感染し組み替え？
＜南日本新聞　2022 年 10 月 29 日＞　https://373news.com/_news/storyid/165160/

・オミクロン株派生型の出現続く、感染拡大防止を困難に
＜Bloomberg　2022 年 10 月 21 日＞
https://www.bloomberg.co.jp/news/articles/2022-10-21/RK165IT0G1KX01

[対策・予防]

◇省庁発表

・一般事業者からの問合せに対応できる医薬品卸売業者等について更新しました。
＜厚生労働省　2022 年 11 月 2 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=g2ZlROomGV354f0RY
****

[3] ***環境関連法改正情報***

◇環境関連法改正情報（2022 年 9 月分）を更新しました
＜産業環境管理協会(JEMAI)　2022 年 10 月 28 日＞
https://www.e-jemai.jp/jemai_club/act_amendment/
****

[4] ***がん原性試験結果***

◇[職場のあんぜんサイト]「がん原性試験結果の概要」を更新しました。
＜厚生労働省　2022 年 10 月 25 日＞　https://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/carcino_digest.htm
---

◇[職場のあんぜんサイト]「がん原性試験結果の詳細」を更新しました。
＜厚生労働省　2022 年 10 月 25 日＞　https://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/carcino_report.htm
****

[5] ***医薬品等***

◇動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令（農林水産省令第 63 号）

［官報］ 令和 4 年 11 月 2 日　本紙　第 850 号　4～5 頁
https://kanpou.npb.go.jp/20221102/20221102h00850/20221102h008500004f.html

○農林水産省令第 63 号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法六十八条の二の五の規定に基づき、動物用医薬品等取締規則（平成十六年農林水産省令第百七号）の一部を改正する省令を次のように定める。

令和４年 11 月２日　　農林水産大臣　　野村　哲郎

動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令

動物用医薬品等取締規則（平成十六年農林水産省令第百七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改　正　後	改　正　前
（医薬品、医療機器又は再生医療等製品を特定するための符号の容器への表示等） 第百八十四条の十三の二　法第六十八条の二の五の農林水産省令で定める措置は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める措置とする。 一　第百七十二条第一項及び第二項に掲げる医薬品、医療機器又は第百八十四条の二第一項及び第二項に掲げる再生医療等製品であって、その容器又は被包の記載場所の面積が狭いため当該医薬品、医療機器又は再生医療等製品を特定するための符号を記載することができないもの（第三号に掲げるものを除く。）　当該医薬品、医療機器又は再生医療等製品を特定するための符号の当該医薬品、医療機器又は再生医療等製品に添付する文書への記載 二　その構造及び性状により容器又は被包に収められない医療機器（次号に掲げるものを除く。）　当該医療機器が使用される間その使用者その他の関係者が当該医療機器の特定に資する情報を適切に把握することができる方法による当該情報の提供 三　電気通信回線を通じて提供される医療機器プログラム　次のイ又はロに掲げる措置 イ　当該医療機器プログラムを提供する前に行う当該医療機器プログラムの販売業者から当該医療機器プログラムを使用する者に対する当該医療機器プログラムの特定に資する情報の提供 ロ　当該医療機器プログラムの製造販売業者から当該医療機器プログラムを使用する者に対する当該医療機器プログラムの提供と併せて行う当該者が容易に閲覧できる方法による当該医療機器プログラムの特定に資する情報を記録した電磁的記録の提供 四　前三号に掲げるもの以外の医薬品、医療機器及び再生医療等製品であって被包に収められたもの　当該医薬品、医療機器又は再生医療等製品を特定するための符号のこれらの被包への表示 五　前各号に掲げるもの以外の医薬品、医療機器及び再生医療等製品　当該医薬品、医療機器又は再生医療等製品を特定するための符号のこれらの容器への表示	（新設）

２　法第十四条の二の二第一項（法第十九条の二第五項において準用する場合を含む。）　若しくは第十四条の三第一項（法第二十条第一項において準用する場合を含む。）の規定による法第十四条若しくは第十九条の二の承認を受けて製造販売がされた医薬品、法第二十三条の二の六の二第一項（法第二十三条の二の十七第五項において準用する場合を含む。）若しくは第二十三条の二の八第一項（法第二十三条の二の二十第一項において準用する場合を含む。）の規定による法第二十三条の二の五若しくは第二十三条の二の十七の承認を受けて製造販売がされた医療機器又は法第二十三条の二十六の二第一項（法第二十三条の三十七第五項において準用する場合を含む。）若しくは第二十三条の二十八第一項（法第二十三条の四十第一項において準用する場合を含む。）の規定による法第二十三条の二十五若しくは第二十三条の三十七の承認を受けて製造販売がされた再生医療等製品については、当該医薬品、医療機器又は再生医療等製品を特定するための符号のこれらの容器又はこれらの被包への表示により流通の確保に支障を及ぼすおそれがある場合その他のやむを得ない理由がある場合は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する措置を講ずることを要しない。 ３　前二項の規定にかかわらず、次に掲げる医薬品、医療機器及び再生医療等製品については、第一項に規定する措置を講ずることを要しない。 一　第百七十五条の三に定める医薬品 二　高度管理医療機器以外の医療機器 三　製造専用医薬品、製造専用医療機器又は製造専用再生医療等製品	

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和六年十二月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の日前に製造販売された医薬品、医療機器又は再生医療等製品については改正後の動物用医薬品等取締規則第百八十四条の十三の二の規定は、適用しない。

――――――――

◇厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品の一部を改正する件（厚生労働省告示第 329 号）

［官報］　令和４年 11 月２日　号外　第 234 号　８頁

https://kanpou.npb.go.jp/20221102/20221102g00234/20221102g002340008f.html

○厚生労働省告示第 329 号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十項の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品（平成十五年厚生労働省告示第二百九号）　の一部を次の表のように改正する。

令和４年 11 月２日

厚生労働大臣　　加藤　勝信

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
別表第１ １～３　(略) ４　次に掲げる成分を含有する医療機器（検査のための採血に用いる医療機器並びに当該成分及び当該成分中の感染性因子が直接身体に接触しない医療機器を除く。） ⑴　(略) ⑵　ウシトロンビン ⑶　(略) ⑷～⑿　(略)	**別表第１** １～３　(略) ４　次に掲げる成分を含有する医療機器（検査のための採血に用いる医療機器並びに当該成分及び当該成分中の感染性因子が直接身体に接触しない医療機器を除く。） ⑴　ウシ血清アルブミン （新設） ⑵　ウロキナーゼ ⑶～⑾（略）

――――――――――

◇食薬区分における成分本質(原材料)の取扱いの例示の一部改正について(令和４年10月24日薬生監麻発1024第２号)

＜厚生労働省　2022年10月25日＞　https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T221025I0020.pdf
○別添　　https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T221025I0021.pdf

薬生監麻発1024第2号
令和４年10月24日

各 { 都道府県 / 保健所設置市 衛生主管部（局）長 / 特別区 } 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局
監視指導・麻薬対策課長

食薬区分における成分本質（原材料）の取扱いの例示の一部改正について

人が経口的に服用する物が、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律（昭和35年法律第145号）第２条第１項第２号又は第３号に規定する医薬品に該当するか否かについては、「無承認無許可医薬品の指導取締りについて」（昭和46年６月１日付け薬発第 476 号厚生省薬務局長通知。以下「46 通知」という。）に基づき判断することとしています。また、個別の成分本質（原材料）については、「食薬区分における成分本質（原材料）の取扱いの例示」（令和２年３月 31 日付け薬生監麻発 0331第９号厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長通知。以下「例示通知」という。）に規定しているところです。

今般、例示通知の一部を別紙のとおり改正しますので、下記の改正の趣旨等を御了知の上、貴管下関係業者に対する指導取締りにおいて御留意をお願いいたします。

記

１　改正の趣旨

個別成分本質（原材料）について、46通知の別紙「医薬品の範囲に関する基準」の別添１「食薬区分における成分本質（原材料）の取扱いについて」に基づき、専ら医薬品として使用される成分本質（原材料）に該当するかどうか等の判断を行い、例示通知の別添１「専ら医薬品として使用される成分本質（原材料）リスト」（以下「専ら医リスト」という。）及び別添２「医薬品的効能効果を標ぼうしない限り医薬品と判断しない成分本質（原材料）リスト」（以下「非医リスト」という。）を変更した。なお、本通知の対象のうち、新たに「専ら医薬品として使用される成分本質（原材料）リスト」に分類されるコウトウスギ（ ウンナンコウトウスギ/Taxus wallichiana/Taxus yunnanensis ）の心材を配合又は含有する製品の取扱いについては、令和４年10月24日から令和５年10月23日までの１年間は、その成分本質(原材料)の分類のみをもって、直ちに医薬品に該当するとの判断は行わないこととする。

２　改正の概要

（１）成分本質（原材料）の新規追加

○ 以下の成分本質（原材料）を専ら医リストに追加した。

①植物由来等

・インドハマユウ

②動物由来等

・スイギュウカク

③その他（化学物質等）

・ヒドロキシカルボデナフィル

○ 以下の成分本質（原材料）を非医リストに追加した。

①植物由来等

・コイケマ

③その他（化学物質等）

・D-β-ヒドロキシ酪酸

（２）成分本質（原材料）の指定部位等の改正

○ 以下の成分本質等について、専ら医リスト及び非医リスト中ハクトウスギの項の他名等に「ウンナンコウトウスギ」とあるのは「Pseudotaxus chienii」に改めた。また、「専ら医リスト」に「コウトウスギ」の項を加え、その他名等は「ウンナンコウトウスギ/Taxus wallichiana/Taxus yunnanensis」とし、その部位等は「樹皮・葉・心材」とした。

①植物由来物等

・ハクトウスギ

****

[6] ***医薬部外品***

◇医薬部外品･化粧品の光安全性試験評価体系に関するガイダンスについて(令和４年 10 月 27 日薬生薬審発 1027 第１号)

＜厚生労働省　2022 年 10 月 28 日＞　https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T221028I0010.pdf

薬生薬審発 1027 第１号
令和４年 10 月 27 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長

医薬部外品・化粧品の光安全性試験評価体系に関するガイダンスについて

今般、「医薬品等の動物試験代替法の開発及び国際標準化等に関する研究」（日本医療研究開発機構研究費(医薬品等規制調和・評価研究事業、研究開発代表者 小島肇）)において、医薬部外品・化粧品の光安全性を評価するにあたって、動物を用いずに光安全性を評価することを目的として、複数の試験法を用いた際の評価フロー及び実施方法について、留意点等をまとめたガイダンスを別添のとおり作成されたので、貴管下関係業者に対して周知願います。

****

[7] ***農薬***

◇農薬「アメトクトラジン」に係る食品健康影響評価を公表しました

＜内閣府食品安全委員会　2022 年 10 月 26 日＞

http://www.fsc.go.jp/fsciis/evaluationDocument/show/kya20220824140

◇農薬「ビフェントリン」に係る食品健康影響評価を公表しました

＜内閣府食品安全委員会　2022 年 10 月 26 日＞

http://www.fsc.go.jp/fsciis/evaluationDocument/show/kya20220824144

◇農薬「メフェントリフルコナゾール」に係る食品健康影響評価を公表しました

＜内閣府食品安全委員会　2022 年 10 月 26 日＞

http://www.fsc.go.jp/fsciis/evaluationDocument/show/kya20220824145

◇農薬登録情報ダウンロードを更新しました。

＜農林水産消費安全技術センター(FAMIC)　2022 年 10 月 28 日＞　http://www.acis.famic.go.jp/ddownload/

****

[8] ***食品安全衛生関係***

◇食品安全関係情報を更新しました

（最新２週間（令和４年９月 23 日～令和４年 10 月６日）の海外情報はこちらから）

＜内閣府食品安全委員会　2022 年 10 月 24 日＞

http://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/search?year=&from=struct&from_year=2022&from_month=9&from_day=23&to=struct&to_year=2022&to_month=10&to_day=6&max=100

◇食品安全情報(化学物質)No.22(2022)を掲載しました。

＜国立医薬品食品衛生研究所(NIHS)　2022 年 10 月 27 日＞

http://www.nihs.go.jp/dsi/food-info/foodinfonews/2022/foodinfo202222c.pdf

---

◇食品衛生法施行規則の一部を改正する省令、食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件及び食品衛生法第13条第３項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質の一部を改正する件について（令和４年 10 月 26 日生食発 1026 第１号）

＜厚生労働省　2022 年 10 月 27 日＞　https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T221027I0010.pdf

生食発1026第１号
令和４年10月26日

各 ｛都道府県知事／保健所設置市長／特別区長｝ 殿

厚生労働省大臣官房
生活衛生・食品安全審議官

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令、食品、添加物等の規格基準の一部を
改正する件及び食品衛生法第13条第３項の規定により人の健康を損なう
おそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が
定める物質の一部を改正する件について

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令（令和４年厚生労働省令第151号）、食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（令和４年厚生労働省告示第318号）及び食品衛生法第13条第３項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質の一部を改正する件（令和４年厚生労働省告示第319号）が本日公布又は告示され、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号。以下「省令」という。）、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号。以下「規格基準告示」という。）及び食品衛生法第13条第３項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質（平成17年厚生労働省告示第498号。以下「対象外物質告示」という。）がそれぞれ改正されました。

改正の概要等については、下記のとおりですので、関係者への周知をお願いするとともに、その運用に遺漏がないようお取り計らいをお願いします。

記

第１　改正の概要

１　省令関係

Ｌ－酒石酸カルシウムを省令別表第１に追加したこと。

２　規格基準告示関係

⑴　添加物関係

Ｌ－酒石酸カルシウムの成分規格及び使用基準を設定したこと。

また、フェロシアン化カリウムについて使用基準を改正したこと。

⑵　残留基準値関係

以下の品目について、食品中の残留基準値を設定し、又は改正したこと（別紙参照）。

農薬アフィドピロペン、動物用医薬品アンピシリン、農薬シアントラニリプロール、農薬及び動物用医薬品シフルトリン、農薬テトラニリプロール、動物用医薬品及び飼料添加物バシトラシン、農薬ピコキシストロビン、動物用医薬品フェノキシメチルペニシリン、農薬フルフェノクスロン、農薬ペンシクロン並びに動物用医薬品ルバベグロン

３　対象外物質告示関係

農薬アブシシン酸を対象外物質に追加したこと。

第２　適用期日

１　省令関係

公布の日から施行すること。

２　規格基準告示関係

告示の日から適用すること。ただし、下表に掲げる食品の残留基準値は、告示の日から起算して１年を経過した日から適用すること。

＜告示の日から起算して１年を経過した日から適用する食品の残留基準値＞

農薬等	食品
アフィドピロペン	その他のスパイス（根又は根茎に限る。）、その他のスパイス及び乳
シアントラニリプロール	とうもろこし、えんどう、そら豆、その他の豆類、だいこん類（ラディッシュを含む。）の根、クランベリー及び乳
シフルトリン	米（玄米をいう。）、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし、そば、その他の穀類、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい、その他の豆類、ばれいしょ、さといも類（やつがしらを含む。）、かんしょ、やまいも（長いもをいう。）、こんにゃくいも、その他のいも類、てんさい、さとうきび、だいこん類（ラディッシュを含む。）の根、かぶ類の根、かぶ類の葉、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、ブロッコリー、その他のあぶらな科野菜、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）、たまねぎ、ねぎ（リーキを含む。）、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ、その他のゆり科野菜、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、その他のせり科野菜、トマト、ピーマン、なす、その他のなす科野菜、きゅうり（ガーキンを含む。）、かぼちゃ（スカッシュを含む。）、しろうり、すいか、すいか（果皮を含む。）、メロン類果実、メロン類果実（果皮を含む。）、まくわうり、まくわうり（果皮を含む。）、その他のうり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、未成熟えんどう、未成熟いんげん、マッシュルーム、しいたけ、その他のきのこ類、その他の野菜、みかん、みかん（外果皮を含む）、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム、その他のかんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、もも（果皮及び種子を含む。）、ネクタリン、あんず（アプリコットを含む。）、すもも（プルーンを含む。）、うめ、おうとう（チェリーを含む。）、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー、ハックルベリー、その他のベリー類果実、かき、バナナ、キウィー、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし、その他の果実、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、その他のオイルシード、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド、くるみ、その他のナッツ類、コーヒー豆、カカオ豆、その他のハーブ、豚の脂肪、その他の陸棲（せい）哺乳類に属する動物の脂肪、豚の肝臓、その他の陸 棲（せい）哺乳類に属する動物の肝臓、豚の腎臓、その他の陸棲（せい）哺乳類に 属する動物の腎臓、豚の食用部分、その他の陸棲（せい）哺乳類に属する動物の食用部分、鶏の筋肉、その他の家きんの筋肉、鶏の脂肪、 その

	他の家きんの脂肪、鶏の肝臓、その他の家きんの肝臓、鶏の 腎臓、その他の家きんの腎臓、鶏の食用部分、その他の家きんの 食用部分、鶏の卵及びその他の家きんの卵
テトラニリプロール	とうもろこし、さといも類（やつがしらを含む。）、ブロッコリ ー及びもも（果皮及び種子を含む。）
ピコキシストロビン	やまいも（長いもをいう。）、だいこん類（ラディッシュを含 む。）の根及び大豆油
フルフェノクスロン	てんさい、だいこん類（ラディッシュを含む。）の根、だいこん 類（ラディッシュを含む。）の葉、はくさい、キャベツ、芽キャ ベツ、ブロッコリー、レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）、 ねぎ（リーキを含む。）、わけぎ、にんじん、セロリ、その他の せり科野菜、しろうり、すいか、すいか（果皮を含む。）、メロ ン類果実、メロン類果実（果皮を含む。）、その他のきのこ類、 みかん、みかん（外果皮を含む）、りんご、もも、もも（果皮及 び種子を含む。）、ぶどう及び綿実

３　対象外物質告示関係

告示の日から適用すること。

第３　運用上の注意

１　添加物関係

⑴　Ｌ－酒石酸カルシウム及びフェロシアン化カリウムの使用に当たっては、適切な製造工程管理を行い、食品中で目的とする効果を得る上で必要とされる量を超えないものとすること。

⑵　Ｌ－酒石酸カルシウム及びフェロシアン化カリウムの使用基準にいうぶどう酒とは、酒税法（昭和28年法律第６号）第３条第13号に規定する果実酒又は同条第14号に規定する甘味果実酒に該当し、ぶどうを主原料とするものであること。

２　残留基準値関係

⑴　残留基準値欄が空欄になっている食品及び表中にない食品については、

３　対象外物質告示関係

告示の日から適用すること。

第３　運用上の注意

１　添加物関係

⑴　Ｌ－酒石酸カルシウム及びフェロシアン化カリウムの使用に当たっては、適切な製造工程管理を行い、食品中で目的とする効果を得る上で必要とされる量を超えないものとすること。

⑵　Ｌ－酒石酸カルシウム及びフェロシアン化カリウムの使用基準にいうぶどう酒とは、酒税法（昭和28年法律第６号）第３条第13号に規定する果実酒又は同条第14号に規定する甘味果実酒に該当し、ぶどうを主原料とするものであること。

２　残留基準値関係

⑴　残留基準値欄が空欄になっている食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用されること。ただし、アンピシリン、バシトラシン及びフェノキシメチルペニシリンは、規格基準告示の第１ 食品の部Ａ 食品一般の成分規格の１に規定する抗生物質に該当するため、残留基準値欄が空欄になっている食品及び表中にない食品に含有されるものであってはならないこと。

⑵－①　今回残留基準値を設定する「アフィドピロペン」とは、アフィドピロペンのみとすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。

⑵－②　「その他のスパイス（根又は根茎に限る。）」に設定されているアフィドピロペンの残留基準値については、現行の残留基準値を削除し、「その他のスパイス」として残留基準値を設定すること。

⑶　今回残留基準値を設定する「アンピシリン」とは、アンピシリンのみとすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。

⑷　今回残留基準値を設定する「シアントラニリプロール」とは、シアントラニリプロールのみとすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。

⑸　今回残留基準値を設定する「シフルトリン」とは、シフルトリン（各異性体の和である。beta-シフルトリンを含む。）とすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。

⑹　今回残留基準値を設定する「テトラニリプロール」とは、テトラニリプロールのみとすること。なお、

今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。

⑺ 今回残留基準値を設定する「バシトラシン」とは、バシトラシンのみとすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。

⑻－① 今回残留基準値を設定する「ピコキシストロビン」とは、ピコキシストロビンのみとすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。

⑻－② 「大豆油」に設定されているピコキシストロビンの残留基準値については、現行の残留基準値を削除する。なお、「大豆油」で農薬が検出された場合には、当該加工品の加工工程を考慮して、原材料中の濃度に換算し、「大豆」の残留基準値への適・不適を確認すること。

⑼ 今回残留基準値を設定する「フェノキシメチルペニシリン」とは、フェノキシメチルペニシリンのみとすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。

⑽ 今回残留基準値を設定する「フルフェノクスロン」とは、フルフェノクスロンのみとすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。

⑾ 今回残留基準値を設定する「ペンシクロン」とは、ペンシクロンのみとすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。

⑿ 今回残留基準値を設定する「ルバベグロン」とは、ルバベグロンのみとすること。

３ その他

食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく残留基準値の設定に併せ、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）に基づく動物用医薬品ルバベグロンに係る新規承認並びに農薬取締法（昭和23年法律第82号）に基づく農薬アフィドピロペン、農薬シアントラニリプロール、農薬テトラニリプロール、農薬ピコキシストロビン、農薬フルフェノクスロン及び農薬ペンシクロンに係る適用拡大のための変更登録並びに農薬アブシシン酸に係る新規農薬登録が、今後、農林水産省において行われる予定であること。

****

[9] *環境安全関係*

◇岡山県井原市におけるヒアリの確認について（令和４年 10 月 19 日福山港ヒアリ確認についての続報）

＜環境省　2022 年 11 月 2 日＞　https://www.env.go.jp/press/press_00797.html

・国内最多、ヒアリ１万匹以上　岡山で確認―環境省

＜時事ドットコム　2022 年 11 月 2 日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2022110201067&g=soc

環境省は２日、岡山県井原市の民間事業者の敷地内に運び込まれたコンテナから、強い毒性を持つ特定外来生物「ヒアリ」１万匹以上を発見したと発表した。繁殖可能な女王アリは少なくとも４匹見つかった。これまで確認、発表されたヒアリの数としては国内最多。殺虫処理を行っており、同省は「定着はしていない」としている。

コンテナはベトナムのホーチミン港から香港港、広島県の福山港（福山市）を経由し１０月２５日に岡山県井原市に搬入。作業員が同日コンテナを開けたところ大量のアリを見つけたため直ちに閉鎖し、福山港に返送した。同２８日にコンテナ内を殺虫処理したところ１万匹以上のアリがおり、同３１日にヒアリと確認された。

****

[10] *調査、公募、意見募集等*

[公募、意見募集等]

◇「食薬区分における成分本質（原材料）の取扱いの例示リスト」の一部改正に関する意見募集について

＜厚生労働省　2022 年 10 月 24 日＞

https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495220198&Mode=0

◇「危険物船舶運送及び貯蔵規則」及び「船舶による危険物の運送基準等を定める告示」の一部改正に関するご意見の募集について

＜国土交通省　2022 年 10 月 26 日＞

https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=155221026&Mode=0

◇港則法施行規則の危険物の種類を定める告示の一部を改正する告示案 に関するパブリックコメントの募集について
＜海上保安庁　2022 年 10 月 28 日＞
https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=670000116&Mode=0

◇危険物積載船舶の停泊場所指定及び危険物荷役許可の基準 の一部改正案について
＜海上保安庁　2022 年 10 月 28 日＞
https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=670000117&Mode=0

[公募結果、意見募集結果]

◇「食薬区分における成分本質（原材料）の取扱いの例示リスト」の一部改正に関する意見募集の結果について
＜厚生労働省　2022 年 10 月 24 日＞
https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=495210477&Mode=1

◇食品衛生法施行規則の一部を改正する省令案等（Ｌ－酒石酸カルシウム等関係）に関する御意見の募集について寄せられた御意見について
＜厚生労働省　2022 年 10 月 26 日＞
https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=495220125&Mode=1

◇「アフィドピロペン農薬蜜蜂影響評価書（案）に対する意見募集」の結果について
＜農林水産省　2022 年 10 月 24 日＞
https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=550003462&Mode=1
****

[11] *関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等*

[開催案内]

・第３回特定石綿被害建設業務労働者等認定審査会専門委員会　開催案内　　11 月９日
＜厚生労働省　2022 年 11 月 2 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=M9bV9FqWqe1JUVahY
（１）請求事案の審査
（２）その他

・食品安全委員会（第 878 回）の開催について　　11 月 8 日
＜内閣府　2022 年 11 月 2 日＞　http://www.fsc.go.jp/iinkai_annai/annai/annai878.html
（１）食品安全基本法第２４条の規定に基づく委員会の意見について
　・添加物「L-システイン塩酸塩」に係る食品健康影響評価について
　・動物用医薬品及び飼料添加物「アンプロリウム」に係る食品健康影響評価について
　・動物用医薬品「セフロキシム」に係る食品健康影響評価について
　・遺伝子組換え食品等「CIT-No.1 株を利用して生産された L-シトルリン」に係る食品健康影響評価について
（２）その他

・薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会器具・容器包装部会（ペーパーレス）資料　　11 月４日
＜厚生労働省　2022 年 11 月 2 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=0zY1FLp2SQ2psbVBY
（１）器具又は容器包装を製造する営業に関する基準について
（２）その他

・第３３回総合資源エネルギー調査会　電力・ガス事業分科会 原子力小委員会　　11 月 8 日
＜経済産業省　2022 年 11 月 2 日＞
https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/48006

1. 原子力政策に関する今後の検討事項について

・総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会 新エネルギー小委員会 バイオマス持続可能性ワーキンググループ（第 18 回）

＜経済産業省　2022 年 11 月 2 日＞

https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/48026

・第３回鉱山災害防止対策研究会　　11 月 11 日

＜経済産業省　2022 年 11 月 2 日＞

https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/48027

1. 鉱山災害防止対策研究会報告書（案）について

・薬学教育モデル・コアカリキュラム改訂に関する専門研究委員会（第５回）の開催について　　11 月 14 日

＜文部科学省　2022 年 11 月 2 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/aglUac87e4wzkebG

1. 薬学教育モデル・コア・カリキュラム（案）について

2. その他

・大学院段階の学生支援のための新たな制度に関する検討会議（第３回）開催案内　　11 月 11 日

＜文部科学省　2022 年 11 月 2 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/aglUac87e4wzkebI

1. 大学院段階における「在学中は授業料を徴収せず、卒業後の所得に応じて納付する新たな制度」について

・次世代の分散型電力システムに関する検討会（第１回）　　11 月 7 日

＜経済産業省　2022 年 11 月 2 日＞

https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/48028

1. 検討会の設置について

2. 次世代の分散型電力システムの構築に向けた現状・課題等について

3. 今後の進め方について

[開催記録、報告、資料等]

・科学技術・学術審議会 大学研究力強化委員会（第９回）　配布資料　　11 月 2 日

＜文部科学省　2022 年 11 月 2 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/aglUac87e4wzkebF

1. 大学研究力強化に向けた取組について

2. その他

【資料 1】国際卓越研究大学の選定・支援開始に向けて

【資料 2】パブリックコメント・意見募集における主な意見の概要

【資料 3】国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化の推進に関する基本的な方針（案）

【資料 4】国際卓越研究大学研究等体制強化助成の実施に関する方針（案）

【資料 5】大学研究力の強化に向けて

【資料 6】高橋委員発表資料

【参考資料 1】令和４年度世界トップレベルの研究拠点プログラム（WPI）の新規採択拠点の決定について

【参考資料 2】共創の場形成支援プログラム（COI-NEXT）令和４年度新規採択プロジェクトについて

****

[12] ***海外の化学物質管理情報***　　＜NITE 化学物質管理関連情報 第 607 号　2022 年 11 月 2 日　から＞

〇国際

・「世界における化学物質管理制度の動向

第１回「 世界における化学物質管理制度の動向(1)」

＜化学物質国際対応ネットワーク　2022 年 10 月 31 日＞

https://chemical-net.env.go.jp/column_kizuki_miyachi.html#VOL1

〇欧州

・Council formally adopts further restrictions to ‘forever chemicals’ in waste

＜欧州理事会(Council of the European Union) 2022 年 10 月 24 日＞
https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2022/10/24/council-formally-adopts-further-restrictions-to-forever-chemicals-in-waste/
廃棄物中の残留性有機汚染物質（POPs）の規制に関して標記のプレスリリースが掲載された。

・Zero Pollution: Europeans seriously worried about air quality and call for stronger action
＜欧州委員会(EC) 2022 年 10 月 24 日＞ https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/IP_22_6307
大気汚染に関して標記のプレスリリースが掲載された。

・Commission Implementing Decision (EU) 2022/2005 of 21 October 2022 not approving methylene dithiocyanate as an existing active substance for use in biocidal products of product-type 12 in accordance with Regulation (EU) No 528/2012 of the European Parliament and of the Council (Text with EEA relevance)
＜欧州委員会(EC) 2022 年 10 月 24 日＞
https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32022D2005&qid=1666660731351
標記の欧州委員会施行決定が官報公示された。methylene dithiocyanate について、殺生物性製品に使用する活性物質として承認しないもの。発効日は官報公示日から 20 日後。

・Commission Implementing Regulation (EU) 2022/2048 of 24 October 2022 approving L-(+)-lactic acid as an existing active substance for use in biocidal products of product-type 6 in accordance with Regulation (EU) No 528/2012 of the European Parliament and of the Council (Text with EEA relevance)
＜欧州委員会(EC) 2022 年 10 月 25 日＞
https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32022R2048&qid=1666751631786
標記の欧州委員会施行規則が官報公示された。L-(+)-lactic acid について、殺生物性製品に使用する活性物質としての承認するもの。発効日は官報公示日から 20 日後。

・SCHEER - Minutes of the 3rd plenary meeting, Luxembourg, 12-13 October 2022
＜欧州委員会(EC) 2022 年 10 月 24 日＞
https://health.ec.europa.eu/latest-updates/scheer-minutes-3rd-plenary-meeting-luxembourg-12-13-october-2022-2022-10-24_en
10 月 12～13 日の SCHEER（Scientific Committee on Health, Environmental and Emerging）の第 3 回全体会議の議事録が公開された。

・SCHEER - Minutes of the meeting of the Inter-committee coordination group (ICCG) of 14 October 2022
＜欧州委員会(EC) 2022 年 10 月 24 日＞
https://health.ec.europa.eu/latest-updates/scheer-minutes-meeting-inter-committee-coordination-group-iccg-14-october-2022-2022-10-24_en
10 月 14 日の SCHEER の Inter-committee coordination group（ICCG）会合の議事録が公開された。

・European Green Deal: Commission proposes rules for cleaner air and water
＜欧州委員会(EC) 2022 年 10 月 26 日＞ https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_22_6278
欧州グリーンディールに関連して、欧州委員会がよりきれいな空気と水のための規則を提案した旨のプレスリリースが掲載された。

・Questions and Answers on new EU rules on surface water and groundwater pollution
＜欧州委員会(EC) 2022 年 10 月 26 日＞
https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/qanda_22_6279
地表水および地下水汚染に関する新しい規則についての Q&A が掲載された。

・Questions and Answers on the new EU rules on treating urban wastewater
＜欧州委員会(EC) 2022 年 10 月 26 日＞ https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/qanda_22_6281
都市廃水処理に関する新しい規則についての Q&A が掲載された。

・Questions and Answers on New Air Quality Rules
＜欧州委員会(EC) 2022 年 10 月 26 日＞ https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/qanda_22_6348
大気に関する新しい規則についての Q&A が掲載された。

・Executive Vice-President Timmermans' and Commissioner Sinkevičius' remarks on the new legislative proposals: the Zero Pollution Package

＜欧州委員会(EC)　2022 年 10 月 26 日＞

https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/speech_22_6412

新しい立法提案「Zero Pollution Package」に関する標記の見解が掲載された。

・Marine sediment analysis confirms effectiveness of pollution control legislation

＜欧州委員会(EC)　2022 年 10 月 26 日＞

https://environment.ec.europa.eu/news/marine-sediment-analysis-confirms-effectiveness-pollution-control-legislation-2022-10-26_en

化学物質汚染の研究に関して、標記のニュースが掲載された。

・Proposal for a DIRECTIVE OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL amending Directive 2000/60/EC establishing a framework for Community action in the field of water policy, Directive 2006/118/EC on the protection of groundwater against pollution and deterioration and Directive 2008/105/EC on environmental quality standards in the field of water policy

＜欧州委員会(EC)　2022 年 10 月 26 日＞

https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=COM%3A2022%3A540%3AFIN&qid=1666923114189

標記の水政策分野に関する指令改定案が掲載された。

○英語版　→

https://eur-lex.europa.eu/resource.html?uri=cellar:d0c11ba6-55f8-11ed-92ed-01aa75ed71a1.0001.02/DOC_1&format=PDF

○Annex　→

https://eur-lex.europa.eu/resource.html?uri=cellar:d0c11ba6-55f8-11ed-92ed-01aa75ed71a1.0001.02/DOC_2&format=PDF

・Voting result REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL amending Annexes IV and V to Regulation (EU) 2019/1021 on persistent organic pollutants Adoption of the legislative act 3903rd meeting of the COUNCIL OF THE EUROPEAN UNION (Environment) 24 October 2022, Luxembourg

＜欧州委員会(EC)　2022 年 10 月 26 日＞

https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CONSIL%3AST_14027_2022_INIT&qid=1666923114189

POPs 規則の附属書改定に関する標記の投票結果が掲載された。

○英語版　→

https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CONSIL:ST_14027_2022_INIT&qid=1666923114189&from=EN

・COMMISSION STAFF WORKING DOCUMENT IMPACT ASSESSMENT REPORT Accompanying the document Proposal for a Directive of the European Parliament and of the Council amending Directive 2000/60/EC establishing a framework for Community action in the field of water policy, Directive 2006/118/EC on the protection of groundwater against pollution and deterioration and Directive 2008/105/EC on environmental quality standards in the field of water policy

＜欧州委員会(EC)　2022 年 10 月 26 日＞

https://eur-lex.europa.eu/legalcontent/EN/TXT/?uri=SWD%3A2022%3A540%3AFIN&qid=1666923114189

標記の水政策分野に関する欧州委員会スタッフ作業文書：影響評価報告書が掲載された。

・SCCS - Revision of the scientific Opinion (SCCS/1576/16) on Vitamin A (Retinol, Retinyl Acetate, Retinyl Palmitate)

＜欧州委員会(EC)　2022 年 10 月 26 日＞

https://health.ec.europa.eu/latest-updates/sccs-revision-scientific-opinion-sccs157616-vitamin-retinol-retinyl-acetate-retinyl-palmitate-2022-10-26_en

標記に関する SCCS (Scientific Committee on Consumer Safety) の科学的意見が改訂された。化粧品等からのビタミ

ン A の曝露に関するもの。

・Water pollution - EU rules on urban wastewater treatment (update)

＜欧州委員会(EC)　2022 年 10 月 27 日＞

https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/12405-Water-pollution-EU-rules-on-urban-wastewater-treatment-update-_en

標記の委員会採択結果に対する意見募集が開始された。意見募集は 2022/12/27 まで。※本採択案が EU の全言語で利用可能になるまで、8 週間のフィードバック期間は毎日延長される。

・Integrated water management - revised lists of surface and groundwater pollutants

＜欧州委員会(EC)　2022 年 10 月 27 日＞

https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/12662-Integrated-water-management-revised-lists-of-surface-and-groundwater-pollutants_en

標記の委員会採択結果に対する意見募集が開始された。意見募集は 2022/12/27 まで。※本採択案が EU の全言語で利用可能になるまで、8 週間のフィードバック期間は毎日延長される。

・Air quality - revision of EU rules

＜欧州委員会(EC)　2022 年 10 月 27 日＞

https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/12677-Air-quality-revision-of-EU-rules_en

標記の委員会採択結果に対する意見募集が開始された。意見募集は 2022/12/27 まで。※本採択案が EU の全言語で利用可能になるまで、8 週間のフィードバック期間は毎日延長される。

・Correction of certain elements of the list of recognised control bodies recognised for the import of organic products

＜欧州委員会(EC)　2022 年 10 月 27 日＞

https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/13574-Correction-of-certain-elements-of-the-list-of-recognised-control-bodies-recognised-for-the-import-of-organic-products-_en

標記の欧州規則の改定案について、意見募集が開始された。意見募集は 2022/11/22 まで。

・G/TBT/N/EU/932

Draft Commission Implementing Decision on the non-approval of certain active substances for use in biocidal products in accordance with Regulation (EU) No 528/2012 of the European Parliament and of the Council

＜欧州委員会(EC)　2022 年 10 月 27 日＞

https://eping.wto.org/en/Search/Index?viewData=G%2FTBT%2FN%2FEU%2F932

標記の決議案に関する WTO/TBT 通報が掲載された。意見募集は 2022/12/26 まで。

・G/TBT/N/EU/933

Draft Commission Implementing Decision not approvingd-Allethrin as an existing active substance for use in biocidal products of product-type 18 in accordance with Regulation (EU) No 528/2012 of the European Parliament and of the Council

＜欧州委員会(EC)　2022 年 10 月 27 日＞

https://eping.wto.org/en/Search/Index?viewData=G%2FTBT%2FN%2FEU%2F933

標記の決議案に関する WTO/TBT 通報が掲載された。対象物質は、d-Allethrin。意見募集は 2022/12/26 まで。

・SCHEER－Minutes of the Working Group meeting on Draft Environmental Quality Standards for the Water Framework Directive Priority Substances of 19 October 2022

＜欧州委員会(EC)　2022 年 10 月 28 日＞

https://health.ec.europa.eu/latest-updates/scheer-minutes-working-group-meeting-draft-environmental-quality-standards-water-framework-directive-2022-10-28_en

標記に関する 10 月 19 日の SCHEER の作業部会の議事録が公開された。

・EEA countries can soon notify to SCIP database

＜欧州化学品庁(ECHA)　2022 年 10 月 25 日＞

https://echa.europa.eu/-/eea-countries-can-soon-notify-to-scip-database
EEA 諸国（アイスランド、リヒテンシュタインおよびノルウェー）の企業からも SVHC を含む製品について、SCIP データベースに通知することが可能になる旨のニュースが掲載された。
・ECHA Weekly - 26 October 2022
＜欧州化学品庁(ECHA)　2022 年 10 月 26 日＞
https://echa.europa.eu/view-article/-/journal_content/title/9109026-218
＜REACH＞
〇Assessment of regulatory needs reports published
2 物質群の規制ニーズレポートについて
＜CLP＞
〇New intentions and proposals to harmonise classification and labelling
新たな４物質の提案意図と８物質の提案書提出について
＜European Commission＞
〇REACH Committee meeting in October2022/10/26~27 開催の会議のアジェンダについて
・Current calls for comments and evidence
＜欧州化学品庁(ECHA)　2022 年 10 月 26 日＞　https://www.echa.europa.eu/calls-for-comments-and-evidence
REACH 規則に関連して、第 69 条(2)に基づく制限の必要性を判断するためのエビデンス募集が開始された。対象は 6 件の sodium perborate 類。期限は 2022/12/07 まで。
・Current Testing Proposals
＜欧州化学品庁(ECHA)　2022 年 10 月 26 日＞
https://www.echa.europa.eu/information-on-chemicals/testing-proposals/current
REACH 規則に関連して、34 件の脊椎動物実験の提案に関する情報提供について掲載された。情報提供は 2022/12/12 まで。
・ドイツ　国内で「良好」な状態の水域はわずか 10%とする報告書を公表（ドイツ／2022.10.20 発表）
＜EIC ネット：環境イノベーション情報機構　2022 年 10 月 28 日＞
https://www.eic.or.jp/news/?act=view&serial=48306&oversea=1
・イギリス政府、第１回「大気汚染に関する国際協力フォーラム」のタスクフォース初会合を開催(イギリス／2022.10.11 発表)
＜EIC ネット：環境イノベーション情報機構　2022 年 10 月 26 日＞
https://www.eic.or.jp/news/?act=view&serial=48292&oversea=1

〇米国

・Forty-Second Update of the Federal Agency Hazardous Waste Compliance Docket
＜米国環境保護庁(US EPA)　2022 年 10 月 24 日＞
https://www.federalregister.gov/documents/2022/10/24/2022-22994/forty-second-update-of-the-federal-agency-hazardous-waste-compliance-docket
標記文書の更新について官報公示された。
・Certain New Chemicals; Receipt and Status Information for September 2022
＜米国環境保護庁(US EPA)　2022 年 10 月 25 日＞
https://www.federalregister.gov/documents/2022/10/25/2022-23188/certain-new-chemicals-receipt-and-status-information-for-september-2022
TSCA に基づき 2022/09/01～2022/09/30 に受理した PMN/SNUN/MCAN/NOC と、現在審査中または審査終了した新規化学物質に関する情報が官報公示された。意見募集は 2022/11/25 まで。
・EPA Releases Updated Data for 2021 Toxics Release Inventory Reporting
＜米国環境保護庁(US EPA)　2022 年 10 月 26 日＞
https://www.epa.gov/chemicals-under-tsca/epa-releases-updated-data-2021-toxics-release-inventory-reportin

g
標記に関するニュースが掲載された。
・EPA Awards Nearly $750,000 in Funding to Research PFAS Exposure Pathways
＜米国環境保護庁(US EPA)　2022 年 10 月 26 日＞
https://www.epa.gov/newsreleases/epa-awards-nearly-750000-funding-research-pfas-exposure-pathways
標記に関するニュースリリースが掲載された。
・Information Collection Request Submitted to OMB for Review and Approval; Comment Request; NESHAP for Paints and Allied Products Manufacturing Area Source Category (Renewal)
＜米国環境保護庁(US EPA)　2022 年 10 月 26 日＞
https://www.federalregister.gov/documents/2022/10/26/2022-23347/information-collection-request-submitted-to-omb-for-review-and-approval-comment-request-neshap-for
標記のとおり、NESHAP (National Emission Standards for Hazardous Air Pollutants) に関する情報収集要求 (ICR) の更新案が官報公示された。追加の意見募集は 2022/11/25 まで。
・EPA Enforcement Actions in 2022 Help Protect Public Health and the Environment from Dangers of Lead Exposure
＜米国環境保護庁(US EPA)　2022 年 10 月 27 日＞
https://www.epa.gov/newsreleases/epa-enforcement-actions-2022-help-protect-public-health-and-environment-dangers-lead
鉛曝露の防止等のための執行措置 (Lead Enforcement Bulletin) を発表した旨のニュースリリースが掲載された。
・EPA Releases First-ever Agency-Wide Strategy to Reduce Lead Exposures and Disparities in U.S. Communities
＜米国環境保護庁(US EPA)　2022 年 10 月 27 日＞
https://www.epa.gov/newsreleases/epa-releases-first-ever-agency-wide-strategy-reduce-lead-exposures-and-disparities-us
標記に関するニュースリリースが掲載された。
・Information Collection Request Submitted to OMB for Review and Approval; Comment Request; Generator Standards Applicable to Laboratories Owned by Eligible Academic Entities (Renewal)→
＜米国環境保護庁(US EPA)　2022 年 10 月 27 日＞
https://www.federalregister.gov/documents/2022/10/27/2022-23348/information-collection-request-submitted-to-omb-for-review-and-approval-comment-request-generator
標記に関する情報収集要求 (ICR) の更新案が官報公示された。追加の意見募集は 2022/11/28 まで。
・Information Collection Request Submitted to OMB for Review and Approval; Comment Request; NESHAP for Chemical Preparations Industry (Renewal)
＜米国環境保護庁(US EPA)　2022 年 10 月 27 日＞
https://www.federalregister.gov/documents/2022/10/27/2022-23349/information-collection-request-submitted-to-omb-for-review-and-approval-comment-request-neshap-for
標記のとおり、NESHAP に関する情報収集要求 (ICR) の更新案が官報公示された。追加の意見募集は 2022/11/28 まで。
・Information Collection Request Submitted to OMB for Review and Approval; Comment Request; NESHAP for Iron and Steel Foundries Area Sources (Renewal)
＜米国環境保護庁(US EPA)　2022 年 10 月 27 日＞
https://www.federalregister.gov/documents/2022/10/27/2022-23372/information-collection-request-submitted-to-omb-for-review-and-approval-comment-request-neshap-for
標記のとおり、NESHAP に関する情報収集要求 (ICR) の更新案が官報公示された。追加の意見募集は 2022/11/28 まで。
・Information Collection Request Submitted to OMB for Review and Approval; Notification of Substantial Risk of Injury to Health and the Environment Under TSCA Section 8(e) (Renewal)
＜米国環境保護庁(US EPA)　2022 年 10 月 27 日＞
https://www.federalregister.gov/documents/2022/10/27/2022-23373/information-collection-request-submitted-to-omb-for-review-and-approval-notification-of-substantial

標記のとおり、TSCA に基づく人健康および環境への重大なリスクの通知に関する情報収集要求（ICR）の更新案が官報公示された。追加の意見募集は 2022/11/28 まで。

・Information Collection Request Submitted to OMB for Review and Approval; Comment Request; Request for Contractor Access to Toxic Substances Control Act Confidential Business Information (CBI) (Renewal)

＜米国環境保護庁(US EPA)　2022 年 10 月 27 日＞

https://www.federalregister.gov/documents/2022/10/27/2022-23374/information-collection-request-submitted-to-omb-for-review-and-approval-comment-request-request-for

標記のとおり、TSCA 秘密企業情報(CBI)への請負業者のアクセスの要求に関する情報収集要求（ICR）の更新案が官報公示された。追加の意見募集は 2022/11/28 まで。

・IRIS Program Outlook

＜米国環境保護庁(US EPA)　2022 年 10 月 28 日＞　https://www.epa.gov/iris/iris-program-outlook

統合リスク情報システム(IRIS)プログラム Outlook 更新（2022 年 10 月版）がリリースされた。

○IRIS Program Outlook (Oct 2022)　→

https://www.epa.gov/system/files/documents/2022-10/IRIS%20Program%20Outlook_Oct%202022.pdf

○IRIS Assessments　→ https://iris.epa.gov/AtoZ/?list_type=erd

・EPA Enforcement Actions Help Protect Health of Vulnerable Communities from Lead Paint Hazards

＜米国環境保護庁(US EPA)　2022 年 10 月 28 日＞

https://www.epa.gov/newsreleases/epa-enforcement-actions-help-protect-health-vulnerable-communities-lead-paint-hazards

鉛含有塗料の有害性に関するニュースリリースが掲載された。

・Ambient Air Monitoring Reference and Equivalent Methods; Designation of One New Equivalent Method

＜米国環境保護庁(US EPA)　2022 年 10 月 28 日＞

https://www.federalregister.gov/documents/2022/10/28/2022-23524/ambient-air-monitoring-reference-and-equivalent-methods-designation-of-one-new-equivalent-method

標記に関するモニタリング方法の指定について官報公示された。対象は PM2.5。

・アメリカ環境保護庁、航空ガソリンで運航する航空機からの鉛排出について「危険性の認定」を提案（アメリカ／2022.10.07 発表）

＜EIC ネット：環境イノベーション情報機構　2022 年 10 月 24 日＞

https://www.eic.or.jp/news/?act=view&serial=48288&oversea=1

・アメリカ環境保護庁、飲料水中の鉛汚染対策プロジェクトに総額 3000 万ドルを助成へ（アメリカ／2022.10.11 発表）

＜EIC ネット：環境イノベーション情報機構　2022 年 10 月 26 日＞

https://www.eic.or.jp/news/?act=view&serial=48291&oversea=1

○カナダ

・Notice of intent on the labelling of toxic substances in products, including toxic flame retardants was published on October 29, 2022.

＜カナダ　2022 年 10 月 28 日＞

https://www.canada.ca/en/health-canada/services/chemical-substances/consulting-future-chemicals-management-canada.html

Chemicals Management Plan (CMP)に基づく標記の意図が公開された。

対象は、有害難燃剤を含む製品中の有害物質の表示。意見募集は 2023/01/12 まで。

○Notice of Intent Consultation　→

https://www.canada.ca/en/environment-climate-change/corporate/transparency/consultations/labelling-toxic.html

---

○オーストラリア

・Coming soon: Our new inventory and assessment searches go live in November
＜オーストラリア　2022 年 10 月 25 日＞
https://www.industrialchemicals.gov.au/news-and-notices/coming-soon-our-new-inventory-and-assessment-searches-go-live-november
新しいインベントリと評価の検索機能が近日公開予定である旨のニュースが掲載された。
・How to save our record-keeping checklists as a PDF
＜オーストラリア　2022 年 10 月 25 日＞
https://www.industrialchemicals.gov.au/news-and-notices/how-save-our-record-keeping-checklists-pdf
標記のニュースが掲載された。
・Chemical added to the Inventory following issue of assessment certificate (early listing) - 28 October 2022
＜オーストラリア　2022 年 10 月 28 日＞
https://www.industrialchemicals.gov.au/news-and-notices/chemical-added-inventory-following-issue-assessment-certificate-early-listing-28-october-2022
審査証明書の発行に続きインベントリに追加された１物質が公開された。対象は、1-Decen-4-yne。

〇インドネシア

・G/TBT/N/IDN/151
Draft Decree of Minister of Industry on Mandatory Implementation of Indonesian National Standard for Plastics Raw Material
＜インドネシア　2022 年 10 月 25 日＞
https://eping.wto.org/en/Search/Index?viewData=G%2FTBT%2FN%2FIDN%2F151
プラスチック原料に関する標記の省令案について WTO/TBT 通報が掲載された。意見募集は 2022/12/24 まで。

〇ニュージーランド

・ニュージーランド環境省、海洋環境の現状に関する最新報告書を発表（発表日：2022.10.13）
＜ニュージーランド＞　https://tenbou.nies.go.jp/news/fnews/detail.php?i=34537

〇韓国

・韓国環境部、中国と微粒子削減、炭素中立実現のための協力強化を合意（韓国／2022.10.06 発表）
＜EIC ネット：環境イノベーション情報機構　2022 年 10 月 24 日＞
https://www.eic.or.jp/news/?act=view&serial=48287&oversea=1
****

[13] ***その他***

◇*インフルエンザ、感染症関係*

・香川県で確認された高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜（国内３例目）の遺伝子解析及び NA 亜型の確定について
＜農林水産省　2022 年 11 月 2 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/221102.html
---

◇*その他*

・大学ファンド、来月公募開始、認定は来秋　審査委に外国人有識者
＜朝日新聞　2022 年 11 月 3 日＞
https://www.asahi.com/articles/ASQC26RF0QC2ULBH00P.html
　世界トップレベルの研究力をめざす大学を支援する 10 兆円規模の大学ファンドの基本方針が固まった。外国人有識者も含めた委員会が審査し、来秋、認定を受ける大学を内定する。認定後も定期的に審査し、支援継続の可否を判断する。
　2 日、文部科学省の有識者会議でスケジュールや審査の枠組みなどが示された。

大学ファンドは、政府がつくった 10 兆円規模の基金を株式などで運用し、年 3 千億円程度と見込まれる運用益を一部の大学に配る制度。国から「国際卓越研究大学」に認定されると、1 校あたり年数百億の助成を最長 25 年間受けられる。

公募は 12 月から今年度いっ…

・研究者を雇い止めにする国の行く末　頭脳流出から循環へ脱却なるか

＜朝日新聞　2022 年 11 月 2 日＞

https://www.asahi.com/articles/ASQB054VQQBTUTFL001.html

昼夜なく研究を続け、成果もあげてきた。それなのに「10 年経ったからいらない」と言われる。そんな理不尽なことが、日本の各地の大学でまかり通っている。

10 年前、東京大学の特任教授に採用された男性は、今年度末で「雇い止め」となる。10 年契約の非正規の教員だからだ。

2013 年 4 月施行の改正労働契約法などで、研究者の有期雇用が 10 年を超えた場合は無期雇用への転換を求められるようになった。だが国から大学への補助金が減り、人件費も減る中、この権利を手に入れる直前で契約終了となる研究者が相次ぐ。今年度末で有期雇用の契約が 10 年となる研究者は国立大学だけで 3099 人に上る。

男性は学部の教授から「残念だが、他の大学に出てくれ」と告げられた。25 の大学や研究機関に応募したが、門前払いばかり。ポストが限られる中、同じ立場の研究者が殺到していることがうかがえた。

「中国から好待遇でオファーが来たら、行くことも考えました」

日本でポストを得られないなどの理由から、中国に渡る研究者の姿を描いた「『頭脳流出』　研究者はなぜ中国へ」というデジタル連載に、デスクとしてかかわった。

なぜ中国なのか。端的に言え…

****

[付録]

◇不用品回収サービスのトラブル

－市区町村から一般廃棄物処理業の許可を受けず、違法に回収を行う事業者に注意！－

＜国民生活センター　2022 年 11 月 2 日＞　https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20221102_1.html

引っ越しや自宅整理等の機会に利用される不用品回収サービスについて、全国の消費生活センター等への相談が増加しており、2021 年度には 2,000 件を超えました。

一般家庭から出る廃棄物の収集・運搬には、廃棄物処理法に基づく「一般廃棄物処理業の許可」または「市区町村からの委託」が必要ですが、産業廃棄物処理業の許可のみの事業者等、一般廃棄物処理業の無許可業者とのトラブルが目立ちます。

相談事例をみると、インターネットやチラシ等の広告をきっかけに、「安価な定額パックを申し込んだはずが、作業終了後に高額な料金を請求された」「トラック詰め放題プランで依頼したが、当日荷台の囲いの高さまでしか載せられないと言われた」など、消費者が広告を見て認識していたプラン内容と、実際の料金やサービスが大きく異なりトラブルになっています。インターネットやチラシ等で広告を大々的に出している事業者が必ずしも一般廃棄物処理業の許可業者とは限らないため注意してください。

そこで、トラブルの未然・拡大防止のため相談事例を紹介し、消費者への注意喚起を行います。

※2021 年度同期件数（2021 年 9 月 30 日までの PIO-NET 登録分）は 870 件

年度別相談件数：2018 年度は 1,354 件、2019 年度は 1,457 件、2020 年度は 1,788 件、2021 年度は 2,231 件、2022 年度は 9 月末までで 857 件です。

（注）PIO-NET（パイオネット：全国消費生活情報ネットワークシステム）とは、国民生活センターと全国の消費生活センター等をオンラインネットワークで結び、消費生活に関する相談情報を蓄積しているデータベースのこと。消費生活センター等からの経由相談は含まれていない。2022 年 9 月 30 日までの登録分。

相談事例

作業終了後に高額な料金を請求されて支払い、「クーリング・オフはできない」と書かれた書面にサインをさせら

れた

引っ越しに伴い不用品を回収してもらうためにインターネットで事業者を探した。「軽トラックパック 7,000 円、2 トントラックパック 2 万 5,000 円」との広告を見て事業者に電話し、「広告のパック料金でお願いしたい」と申し込んだ。「実際に行ってみないとどちらのコースになるか分からない」と言われた。一人暮らしで不用品が少ないため、軽トラックパックになるものと考え、また 2 トントラックパックになったとしても料金は 2 万 5,000 円以上にならないと思っていた。ところが当日男性作業員 3 名が 2 トントラックで来訪し、不用品の積み込みが終わると、料金は 25 万円だと言われた。不動産業者の立ち合いの予定があり、早く部屋を出なければならないと焦っていたので、その場で親に電話をして送金してもらい支払った。その際、「クーリング・オフはできない」と記載された書面にサインをした。クーリング・オフできないのか。

その他、以下のような相談も寄せられています。

・事前の説明と異なる高額な料金を請求され、納得できないなら不用品をすべて下ろすと言われた。

・「トラック詰め放題」との広告を見て依頼したら、当日荷台の囲いの高さまでしか載せられないと言われ、断るとキャンセル料を請求された。

・不用品の量は軽トラック 1 台分に満たなかったが 2 台分を請求され、高額で支払えないと言うと、銀行で現金をおろすように言われた。

消費者へのアドバイス

不用品の処分は、お住まいの市区町村が提供する窓口に余裕を持って依頼しましょう

一般家庭から出る廃棄物は市区町村の統括的な責任の元で適正に処理をする必要があります。不用品はお住まいの市区町村が案内するルールで処分しましょう。

家電 4 品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）は家電リサイクル法の対象品目です。買い替えに伴う処分の場合は新しい製品を購入する小売業者に、処分のみの場合は処分する製品を購入した小売業者に引取りを依頼するなど、家電リサイクル法に基づいて、適切に処理をしてください。

不用品の処分で分からないことがあれば、市区町村の窓口に問い合わせましょう。

市区町村以外に不用品の処分を依頼する場合は、一般廃棄物処理業者に依頼しましょう

インターネットやチラシ等で広告を大々的に出している事業者が必ずしも一般廃棄物処理業の許可業者とは限りません。一般廃棄物処理業の無許可業者が一般家庭向けに出している広告を見ると、「定額パック××円」「トラック詰め放題△△円～」などと安価な料金を表示していますが、実際には基本料金の他に人件費や廃棄費用等、様々な名目で追加料金が発生し、高額な料金を請求されてトラブルになっています。また無許可業者については、一般廃棄物の処理が適正に行われているのか市区町村で確認ができず、回収された不用品が不法投棄される恐れなどもあります。

もしも不用品の回収を市区町村以外に依頼する場合は、市区町村のホームページや窓口への問合せで一般廃棄物処理業の許可業者を探し、複数社から見積もりを取り、追加料金がかからないことなどを十分に確認したうえで依頼しましょう。

見積もりを取るときのポイント
・市区町村のホームページ等から一般廃棄物処理業の許可業者を探す
・追加料金の有無を確認する
・作業内容、料金を明確に出してもらう
・キャンセル料を確認する
※依頼後に一般廃棄物処理業の無許可業者であると分かった場合は、作業を断りましょう。

事前の見積もりとは異なる高額な料金を請求された場合は、支払いを断りましょう

作業前に料金や作業内容について納得できない提案があった場合

当日は作業前に改めて料金や作業内容を確認しましょう。その際、見積もりの料金や作業内容からの変更を提案されて納得できない場合は、作業前にきっぱりと断りましょう。

作業開始後に想定外の料金を請求された場合

作業中や作業終了後に、事前に聞いてない高額な料金を請求された場合は、後日納得した金額で支払う意思があることを示しつつ、その場での支払いを断りましょう。もしも支払いを迫る作業員の態度等に身の危険を感じることがあれば、警察に連絡するのも一法です。

見積もりのために呼んだ事業者とその場で契約した場合や、広告等の表示額と実際の請求金額が大きく異なる場合などは、特定商取引法の訪問販売によるクーリング・オフ等が適用できる可能性があります。

トラブルになったときは消費生活センター等に相談しましょう

不安に思った場合やトラブルになった場合には、一人で悩まず最寄りの消費生活センター等に相談しましょう。

＊消費者ホットライン「188（いやや！）」番

最寄りの市町村や都道府県の消費生活センター等をご案内する全国共通の３桁の電話番号です。

********** 以上 **********